

プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等により影響を受けている地元飲食店等の支援、町内での消費拡大を促すとともに、誘客促進を図り、もって地域活性化に資するため、プレミアム付おがわ元気アップ商品券（以下「商品券」という。）の発行、販売等の事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、小川町観光協会（以下「協会」という。）が発行するプレミアム額を付加した使用期限付の券をいう
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するもの、第9条第1項に規定するものを除く。）の購入又はサービスの提供をいう
- (3) 取扱店舗 町内において特定取引を行い、受取った商品券の換金を申出ることができる事業者として、事前に協会に登録したものをいう
- (4) 販売所 商品券を販売する事業として小川町観光協会会長（以下「会長」という。）が指定した施設をいう

(商品券の発行等)

第3条 協会は、この要綱に定めるところにより、商品券を発行する。

2 商品券の名称は「プレミアム付おがわ元気アップ商品券」とする。

3 商品券の1枚あたりの額面は500円とする。

4 商品券の1冊あたりの額面は3,000円とし、販売額は2,000円とする。

(購入対象者)

第4条 商品券を購入できる者（以下「購入対象者」という。）は、町内及び町外在住者とする。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、町内在住者向けの販売は事前応募制とする。

(購入限度額)

第5条 商品券の購入限度額は、1人1冊までとする。

(購入申請)

第6条 商品券を購入しようとする町内在住者は、会長が指定する期限までに、別に定める方法により、会長に申請しなければならない。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、当該申請を行った者に購入引換券を交付する。なお、応募が販売予定数を超えた場合には、抽選により購入対象者を決定する。

(商品券の購入及び販売)

第8条 前条の規定により、購入引換券を交付された者は、会長が指定する期間内に販売所において、購入引換券及び代金と引換えに商品券を購入することができる。

2 町外在住者においては、運転免許証等の提示及び代金と引換えに商品券を購入することができる。

(商品券の使用範囲等)

第9条 商品券は、前条の規定により商品券を購入した者と、取扱店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次の各号に定めるものの購入又は支払いには使用できないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）

(3) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(5) その他会長が不相当と認めるもの

2 商品券の使用期間は、当該商品券を発行した日から令和3年1月31日までとし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

3 取扱店舗は、商品券の使用において、額面以下の特定取引をした場合の釣銭は支払わないものとする。

4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(取扱店舗の登録資格等)

第10条 取扱店舗として登録できる者は、別に定める募集要項に基づき募集するものとする。

2 取扱店舗として承認した店舗には、「プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗登録証（様式第1号）」を交付する。

3 取扱店舗がこの要綱の内容に違反すると判断したときは、取扱店舗の資格を取消すものとする。

(取扱店舗の責務)

第11条 取扱店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店舗であることがわかるよう、分かりやすい場所に協会から送付された書類等を掲示すること
- (2) 商品券が使用できないもの(除外品目)がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること
- (3) 商品券を受取る前に、問題ないか確認すること。偽造防止が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに協会へ報告すること
- (4) 商品券を受取った際、再流通を防止するため、商品券の上部端を破線に沿って切取るとともに、裏面の所定の欄に取扱店舗名を記入すること
- (5) 利用者から受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とする
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策に努めること
- (8) その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと

(商品券の換金請求)

第12条 取扱店舗は、第9条第2項に規定する使用期間内の特定取引において受取った商品券を換金しようとするときは、プレミアム付おがわ元気アップ商品券換金請求書(様式第2号)に使用済み商品券を添えて、会長に請求するものとする。

2 前項の請求は、令和2年9月25日から令和3年2月15日までに行わなければならない。

(商品券の換金額の支払)

第13条 会長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、請求額を支払う。

(商品券の払戻し)

第14条 協会は、商品券の払戻しは行わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

プレミアム付おがわ元気アップ商品券取扱店舗登録証

登録番号	
事業所名	
屋 号	
住 所	

上記の者は、令和2年度小川町観光協会において実施する「プレミアム付おがわ元気アップ商品券」取扱店舗であることを証明する。

令和 年 月 日

小川町観光協会 会長 松本恒夫

【取扱店舗の遵守事項】

- (1)取扱店舗であることがわかるよう、分かりやすい場所に協会から送付された書類等を掲示すること
- (2)商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容を分かりやすく表示すること
- (3)商品券を受取る前に、問題ないか確認すること。偽造防止が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに協会へ報告すること
- (4)商品券を受取った際、再流通を防止するため、商品券の上部端を破線に沿って切取るとともに、裏面の所定の欄に取扱店舗名を記入すること
- (5)利用者から受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責務とする
- (6)商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (7)新型コロナウイルス感染症対策に努めること
- (8)その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと

様式第2号（第12条関係）

プレミアム付おがわ元気アップ商品券換金請求書

年 月 日

小川町観光協会 会長 松本恒夫 あて

登録番号 _____

事業所名 _____ 印

屋号 _____

所在地 _____

プレミアム付おがわ元気アップ商品券発行事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

商品券の枚数	枚
請求金額 (500円×枚数)	円